

所沢市スマートハウス化推進補助制度

小規模事業者登録申請の手引き

項 目	ページ
1 所沢市スマートハウス化推進補助制度 小規模事業者登録申請とは	P2
2 登録申請の対象者	P2
3 申請できない方	P2
4 申請書類	P2
5 申請方法	P3
6 有効期間	P3
7 登録されると	P3
8 その他	P3
9 申請書の作成に当たって	P4
10 よくある質問	P4
申請書等の様式 ・小規模事業者登録申請書(様式第1号)及び記入例 ・市税の納税証明書を請求される方へ	

【お問合せ・書類提出先】

所沢市役所 環境クリーン部 マチごとエコタウン推進課
 所沢市並木 1-1-1 (高層棟 5階)
 TEL 04-2998-9133(直通)
 FAX 04-2998-9394



1 所沢市スマートハウス化推進補助制度 小規模事業者登録申請とは

この制度は、所沢市スマートハウス化推進補助制度において、市内に主たる事業所を有する小規模事業者を対象に登録制度を設け、市内小規模事業者の受注機会を拡大し、市内経済の活性化と市内小規模事業者の育成を図ろうとするものです。

2 登録申請の対象者

所沢市に本店、支店を有する小規模事業者。

※「小規模事業者」とは、中小企業法第2条第5項に規定する従業員20名以下(本店・支店を含めて)の事業者等のこととする。

3 申請できない方

登録申請の対象者であっても、次のいずれかに該当する方は、登録申請できません。

(1) 市税を滞納している方

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同第2項に基づく本市の入札参加制限を受けている方。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている方又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている方。ただし、手続開始決定を受けている方を除く。

4 申請書類

(1) 所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者登録申請書

(2) 市税の納税証明書(指定された納期限を過ぎた分について滞納がないことの証明)

※納税証明書は、所沢市役所市民税課で交付しています。

※法人の場合は法人のもの、個人の場合は個人のものが必要です。

(3) 保有資格、許可の証明書の写し

5 申請方法

郵送またはマチごとエコタウン推進課窓口（市役所高層棟 5 階）へご提出ください。

郵送の場合は封筒の表面に「小規模事業者登録申請書在中」と明記してください。

（宛先）〒359-8501 所沢市並木 1 丁目 1 番地の 1

所沢市役所 マチごとエコタウン推進課

6 有効期間

登録期間は、申請年度の翌々年度の 3 月 31 日までです。

ただし、審査の結果、適格と認められなかった場合や申請内容に虚偽があった場合等は、この限りではありません。

登録期間更新の意思のある登録者は、登録期間更新届（様式第5号）を登録期間満了までにマチごとエコタウン推進課へ提出してください。なお、登録期間更新届の提出がない場合は、名簿から削除させていただきます。

7 登録されると

『所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者名簿』に登載され、名簿を市のホームページで公開し、市民に情報提供します。

また、登録された事業者と契約を結び、スマートハウス化推進補助金申請をした市民は補助金額の3%が加算されます。

8 その他

登録をした後に、申請内容に変更が生じた場合は変更届出書（様式第3号）を、登録を取り下げたい場合は登録辞退届出書（様式第4号）を、速やかにマチごとエコタウン推進課へ提出してください。

9 申請書の作成にあたって

(1)「所在地」は、主たる事業所の所在地を記入してください。個人が自宅で事業を行っている場合は、自宅の住所を記入してください。

(2)「商号又は名称」は、法人の方は登記事項証明書に記載された商号を記入し、個人の方は通常使用している名称を記入してください。

(3)「代表者職及び氏名」の「職」は、法人の方は登記事項証明書に記載された代表者の「役職名」を記入し、個人の方は「代表」と記入してください。

(4)「電話番号」は平日昼間の時間帯(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分)に連絡の取れる番号を記入してください。

(5)「PR 事項」は、PR 事項がありましたら、60 字以内で記入してください。

10 よくある質問

Q リフォームなら何でも加算の対象になりますか？

A なりません。加算の対象工事はスマートハウス化推進補助金(家庭用)のエコリフォームの項目です。要件がありますので、ご確認ください。

Q 創エネ・蓄エネ機器とは、具体的にどのようなものですか？

A スマートハウス化推進補助金(家庭用)創エネ・蓄エネ機器にある太陽光発電システム等です。他の項目は HP でご確認ください。

Q エコリフォームの上限額は 30 万円となっていますが、申請額が 30 万円の時の加算はどうなりますか？

A 30 万円の3%の額が加算されますので、加算を含めた申請額は 309,000 円です。

Q 登録期間が終了しても、登録更新届出書を提出しない場合、どうなりますか？

A 登録期間更新の意思がないとみなし、所沢市スマートハウス化推進補助制度小規模事業者名簿から削除させていただきます。なお、加算の対象外となります。

Q スマートハウス化推進補助金申請をした後に、施工業者が小規模事業者登録をしました。この場合加算の対象になりますか？

A なりません。遅くとも補助金申請と同時に小規模事業者登録申請書を提出してください。